

# 申 入 書

2022（令和4）年2月21日

〒451-0045 愛知県名古屋市西区名駅2丁目9-14  
第15平松OFFICE3階  
株式会社Seven stud 御中

〒321-0968  
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
理事長 山口 益 弘  
TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の行為には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当勧誘と思われる点がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2022（令和4）年3月27日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

## 第1 申入れの趣旨

貴社が消費者と「在宅収入クラブ」(役務の種類：貴社又は貴社の指定する者により、転売技術の能力向上を目的とする指導及びこれに付随するサービス提供)の締結について勧誘するに際し、

- 1 全額返金保証付き
- 2 毎月手堅く30万円を自動で稼ぐ  
と告知しないことを求めます。

## 第2 申入れの理由

- 1 「全額返金保証付き」と告知する点について

### (1) 貴社が告知している内容

貴社は、貴社の「在宅収入クラブ」に関する広告を見てLINE登録した消費者に対し、LINE及びメールで、下記のとおり告知しています。

☆在宅収入クラブ

↓ ↓ ↓

■参加はこちら！！

<https://em-tr761.com/L2026/coq7429/1s291/3>

※特別枠

※全額返金保証付き！

すなわち、貴社は、全額返金するための要件を設けず、消費者が、貴社に対して全額返金を申し出れば、それに応じる旨を告知しています。

### (2) 真実

貴社は、サービス利用契約書第2条で「本商品については、原則、契約締結後の解約による返金はいりません。」と定めています。

貴社は、2021年7月ころ、「全額返金保証付き！」と告知して勧誘して契約を締結した消費者から、全額返金の申出を受けたにも関わらず、

返金をしていません。

したがって、消費者契約法第4条1項1号の不実の告知（重要事項について事実と異なることを告げること）に該当します。

### (3) 結論

よって、消費者契約法第12条により、「全額返金保証付き」と告知しないことを求めます。

## 2 「毎月手堅く30万円を自動で稼ぐ」と告知する点について

### (1) 貴社が告知している内容

貴社は、貴社の「在宅収入クラブ」に関する広告を見てLINE登録した消費者に対し、動画で、下記のとおり告知しています。

全くのゼロからパソコン1台完全在宅で“毎月手堅く30万”を自動化で稼ぐ

知識・経験・人脈 一切不要！

稼げる保証付き！

無在庫物販システム 在宅くん

貴社の無在庫物販システムとは、アマゾンで出品されている商品を購入せずにヤフオクに転載することにより出品し、転売したときに生じる差額が利益となるというものです。

すなわち、貴社は、インターネットサイトの転載による転売利益により、毎月手堅く30万円を稼ぐことができる旨を告知しています。

### (2) 真実

そもそも、「在宅収入クラブ」を实践した消費者が受け取るべき金銭は不確実です。

また、ヤフオク！ガイドライン細則「A 出品者の禁止行為」において、「メーカーなどから直送されるもの、落札後に発注するもの、取り寄せが必要なもの、商品入荷後に落札者に発送するものなど、在庫がない状態で

の出品と当社が判断するもの」については「商品の現物が手元でない状態で出品すること」にあたり禁止されています。貴社の転売技術は、ヤフーオークションで禁止されており、発覚し次第、出品が取り止めとなるため、毎月手堅く30万円を自動で稼ぐことは現実的ではありません。

したがって、消費者契約法第4条1項1号の不実の告知（重要事項について事実と異なることを告げること）及び同項2号の断定的判断の提供（物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること）に該当します。

### （3）結論

よって、消費者契約法第12条により、「毎月手堅く30万円を自動化で稼ぐ」と告知しないことを求めます。

以上